

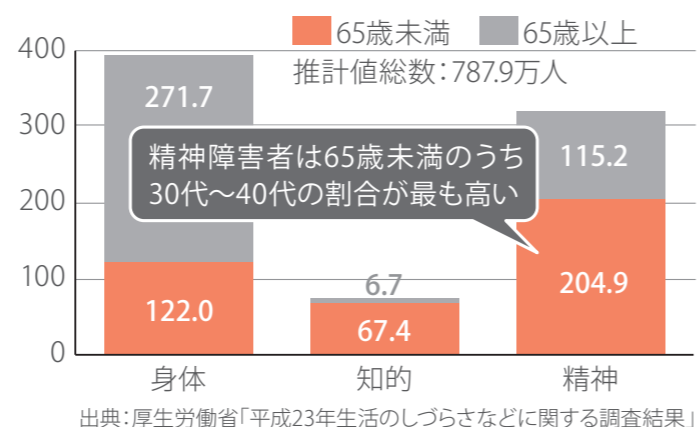
精神・発達障害者雇用促進事業の背景について

障害者雇用率制度

現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、常用労働者数50人以上の規模にある民間企業に対し、2.0%の割合で障害者の雇用を義務付けています。また、平成30年には法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることから、法定雇用率の引き上げが見込まれ、精神障害者雇用の重要性が高まっています。

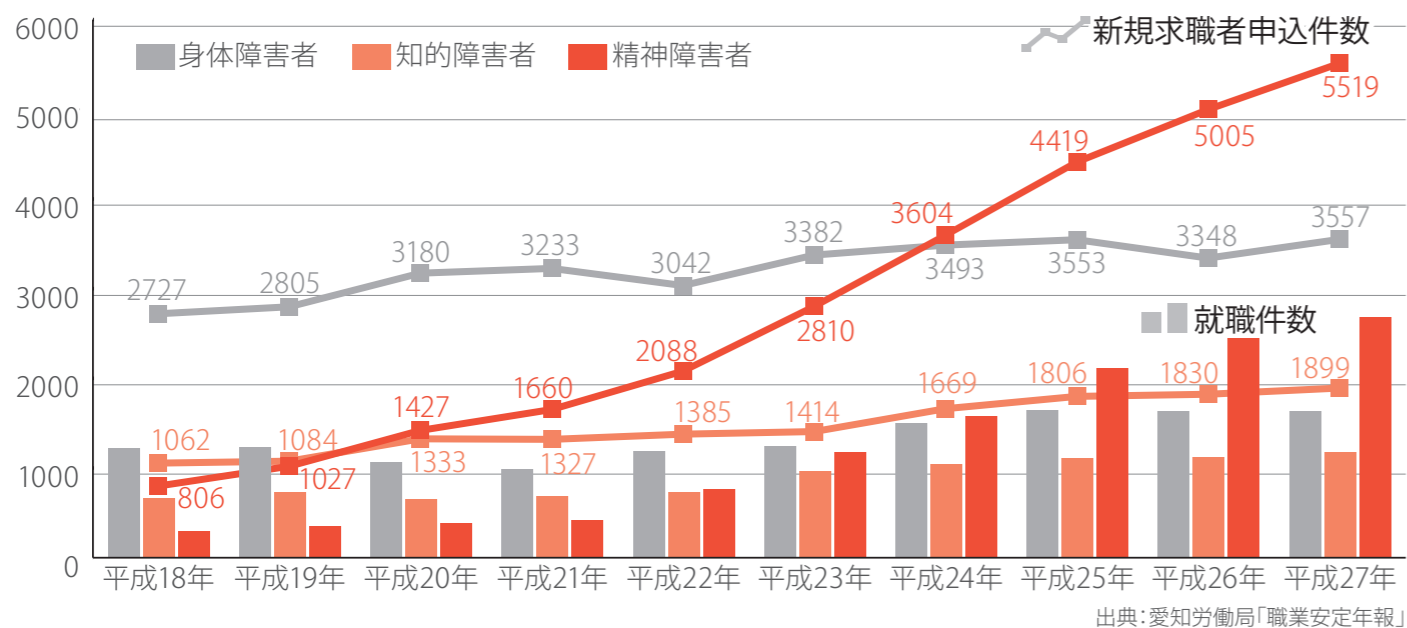
障害種別の年齢状況

厚生労働省の調査(右図)から、身体障害者の多くは65歳以上となっており、今後も高齢化は進んでいくことが予想されます。一方で、精神障害者は65歳未満の数が多いことに加えて、働き盛りである30代~40代の割合が最も高く、障害者雇用の推進にあたっては精神障害者の雇用が重要なポイントとなることがうかがえます。



精神障害者の求職状況

愛知県内ハローワークにおける就職件数等の推移(下図)を見ると、身体障害者と知的障害者の新規求職申込者件数は、ほぼ横ばいであることに対して、精神障害者の伸び率が高くなっており、それに合わせて、就職件数も増加しています。



今こそ精神障害者雇用

求職活動中の精神障害のある人の多くは、病状が回復し、医師が十分働けるまで回復していると判断されている人たちです。受入側である企業において、精神障害の特性を理解し、体調の管理と職場での配慮を行うことで、戦力として十分期待できます。今こそ、精神障害者の雇用をすすめる時ではないでしょうか。

愛知県では、各種障害者雇用対策を推進しており、これから障害者雇用に取り組まれる企業向けに有効な施策をご紹介します。

「愛知県障害者雇用企業サポートデスク」の設置

障害者の雇用や職場定着をお考えの企業向けに、専門知識を持ったスタッフがお手伝いします。電話相談以外にも以下のことを実施しております。参加等、ご希望ございましたら下記の間合せ先までお気軽にご相談ください。

- ① **助言** 専門家の派遣・助言(業務の切り出し等)
- ② **見学会** 先進企業見学会や情報交換会の開催
- ③ **出前講座** 従業員等に障害者の雇用理解を促進する出前講座の開催

中小企業応援障害者雇用奨励金

障害者の雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50~300人の中小企業)が、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用した場合(過去3年間に対象障害者の雇用実績がない場合も含む。)に事業主に対して助成する愛知県独自の制度です。支給要件等詳細は、お問い合わせください。

障害者就職面接会(学卒・一般)

大学・短大等卒業見込みの障害者と一般障害者の就職面接会を開催し、雇用機会の拡大を図っています。

問合せ先

愛知県産業労働部労政局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 TEL 052-954-6367 FAX 052-954-6927